

令和6年3月7日（木）関市農業委員会総会

場所：関市役所 6階大会議室

令和6年3月7日（木曜日）午前9時30分 開会

農業委員会総会

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

○出席委員（17名）

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 安田 美雄 君  | 2番 河村 清孝 君  | 3番 丹羽 英治 君  |
| 4番 吉田 忠男 君  | 5番 和田 ひとみ 君 | 6番 鵜飼 秀樹 君  |
| 7番 林 百恵 君   | 8番 後藤 信一 君  | 9番 尾口 文良 君  |
| 10番 松永 佳己 君 | 11番 足立 宜穂 君 | 13番 亀山 良平 君 |
| 14番 森 種生 君  | 15番 池田 政吉 君 | 16番 長尾 始 君  |
| 17番 山田 達史 君 | 18番 日置 香 君  |             |

○欠席委員（2名）

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 12番 後藤 一夫 君 | 19番 田下 喜代 君 |
|-------------|-------------|

○委員以外の出席者（5名）

- 農業委員会事務局長 山岡 透 君
- 農業委員会事務局課長補佐 山田 牧広 君
- 農業委員会事務局主任主査 武藤 好人 君
- 農業委員会事務局主事 波多野 恵 君
- 洞戸事務所主任主査 李 浩基 君

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めさせていただきます。  
それでは、丹羽会長よりご挨拶をお願いします。

（ 会長あいさつ ）

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

12番 後藤一夫委員、19番 田下委員の2名ですので、ご報告をさせていただきます。  
それでは、議案の審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により、過半数の委員の出席をいただいております、  
総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

18番 日置委員、2番 河村委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

初めに4番の案件について審議します。

ここで、10番 松永委員は除斥をお願いいたします。

（松永委員除斥）

それでは、事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めるとい  
うものです。

4番の案件

議案は2ページ、位置図は4ページになります。

申請地は、鮎之瀬大橋から南西と南東にそれぞれ300mに位置する

農振農用地区域内の

登記・現況地目 田 3筆 5,315㎡。

登記・現況地目 畑 2,393㎡。

4筆合計 7,708㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、県外に居住しており、農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、農業経営の拡大をしたいというものでございます。

以上、1件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

この案件について、現地確認をされました足立委員、補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

○11番（足立 宜穂 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（ なし ）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第1号4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号4番は、許可することに決しました。

つづきまして、農地法第3条の規定による許可申請の1番から3番、5番から8番の案件について審議します。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

1番の案件

議案は1ページ、位置図は1ページになります。

申請地は、下迫間公民館から北に400mに位置する農振農用地区域内の登記・現況地目 畑 222㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、譲受人の申し出に応えるというもの。

譲受人は、農業経営の拡張を計るというものでございます。

## 2 番の案件

位置図は 2 ページになります。

申請地は、東志摩公民センターから南に 300 m に位置する  
農振農用地区域外の

登記・現況地目 畑 404 m<sup>2</sup>。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、高齢になり耕作が困難になったため、農業経営者へ譲り渡したいというもの。

譲受人は、農業経営規模の拡大をしたいというものでございます。

## 3 番の案件

位置図は 3 ページになります。

申請地は、市立瀬尻小学校から東に 500 m に位置する  
農振農用地区域内の登記・現況地目 田 1,949 m<sup>2</sup>。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、県外に居住しており、農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えたいというもの。

譲受人は、農業経営の拡大をしたいというものでございます。

## 5 番の案件

議案は 2 ページ、位置図は 5 ページになります。

申請地は、植野公民館から南に 200 m に位置する  
農振農用地区域内の登記・現況地目 畑 640 m<sup>2</sup>。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、申請地を相続したが、農地の管理が出来ないため、譲渡したいというもの。

譲受人は、昨年退職したため、申請地を譲り受け農業を始めたいというものでございます。

営農計画書が提出されており、近所の農家の方から助言をもらい、自家消費用に多種類の野菜を栽培したいという内容になっています。

## 6 番の案件

議案は 3 ページ、位置図は 6 ページになります。

申請地は、武芸川郵便局から北に 400 m に位置する  
農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 97 m<sup>2</sup>。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、高齢になり耕作が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、農業経営の拡大をしたいというものでございます。

#### 7番の案件

位置図は7ページになります。

申請地は、市立博愛小学校から南東に300mに位置する  
農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 109㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲受人に無償譲渡したいというもの。

譲受人は、申請地近隣に居住しており、申請地の荒廃化を防ぎ、畑作を行いたいというもので  
ございます。

営農計画書が提出されており、野菜全般を栽培したいという内容になっています。

#### 8番の案件

位置図は8ページになります。

申請地は、市立博愛小学校から東に400mに位置する  
農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 376㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったというもの。

譲受人は、当該申請地を譲り受け、農業経営を拡大したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、甘夏みかんと野菜を栽培したいという内容になっています。

以上、7件について、ご審議をお願いします。

#### ○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各担当地区の委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

地域順に私の方から、ご指名させていただきますので、お願いします。

1番の案件につきまして、河村委員、ございますか。

#### ○2番（河村 清孝 君）

問題ありません。

#### ○議長（丹羽 英治 君）

2番の案件につきまして、尾口委員、ございますか。

#### ○9番（尾口 文良 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

3番の案件につきまして、足立委員、ございますか。

○11番（足立 宜穂 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

5番の案件につきまして、亀山委員、ございますか。

○13番（亀山 良平 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

6番、7番、8番の案件につきまして、本日欠席されました、田下委員から、特に意見は無いということをお伺いしております。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（ なし ）

○議長（丹羽 英治 君）

質疑もないようですので、これより議案第1号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号1番は、許可することに決しました。

2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号2番は、許可することに決しました。

3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号3番は、許可することに決しました。

5番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号5番は、許可することに決しました。

6番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号6番は、許可することに決しました。

7番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号7番は、許可することに決しました。

8番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号8番は、許可することに決しました。

○議長（丹羽 英治 君）

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請がありましたので意見を求めるというものです。

1番の案件

議案は4ページ、位置図は9ページになります。

申請地は、富岡公民センターから東に300mに位置する

登記地目 畑 現況地目 宅地 399㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（庭）及び農業用倉庫でございます。

申請人は、申請地の隣地に居住しており、申請地を農業用倉庫及び庭として利用したいというものでございます。

2月14日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、始末書が添付されていません。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 2番の案件

位置図は10ページになります。

申請地は、豎仙房公民センターから東に100mに位置する

登記・現況地目 田 926㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、賃貸住宅（3棟）及び貸駐車場でございます。

申請人は、申請地を相続したが、耕作が困難な為、申請地を賃貸住宅と貸駐車場として活用したいというものでございます。

2月14日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 3番の案件

位置図は11ページになります。

申請地は、小瀬南公民センターから東に400mに位置する

登記・現況地目 田 3筆 655.04㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、貸店舗用地でございます。

申請人は、申請地をコンビニエンスストア用の貸店舗敷地として利用したいというものでございます。

2月14日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

5条12番と同時申請になります。

#### 4番の案件

議案は5ページ、位置図は12ページになります。

申請地は、植野公民館から南に200mに位置する

登記地目 田 現況地目 宅地 234㎡。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地区域内の農地であるため、第1種農地と考え

ます。

転用の目的は、一般個人住宅・車庫及び自宅への進入路でございます。

申請人は、隣地に居住しており、申請地を住宅進入路や物置として利用したいというものでございます。

2 / 1 4 に現地を確認したところ、宅地として利用されており、始末書が添付されています。申請地は、第1種農地であるため、原則として許可はできませんが、既存施設の1 / 2 以内の拡張であり、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

#### 5 番の案件

位置図は1 3 ページになります。

申請地は、多良木公園から西に2 0 0 m に位置する

登記地目 畑 現況地目 宅地 9 9 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、1 0 h a 未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（庭）でございます。

申請人は、隣地に居住しており、申請地を住宅用敷地として利用したいというものでございます。

2 月 1 4 日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、始末書が添付されていません。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 6 番の案件

位置図は1 4 ページになります。

申請地は、八幡区公民館から東に4 0 0 m に位置する

登記地目 畑 現況地目 宅地 2 1 7 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、1 0 h a 未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

申請人は、隣地に居住しており、申請地を住宅用敷地として利用したいというものでございます。

2 月 1 4 日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、始末書が添付されていません。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

5 条 1 5 番と同時申請になります。

以上、6件についてご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番の案件につきまして、安田委員、ございますか。

○1番（安田 美雄 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

2番の案件につきまして、松永委員、ございますか。

○10番（松永 佳己 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

3番の案件につきまして、足立委員、ございますか。

○11番（足立 宜穂 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

4番の案件につきまして、亀山委員、ございますか。

○13番（亀山 良平 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

5番の案件につきまして、池田委員、ございますか。

○15番（池田 政吉 君）

23日に現場の確認に行きました。その際に、改修中のため、足場が組んでありましたが、作業後は取り除かれると思いますので、特に問題ないと思います。

○議長（丹羽 英治 君）

6番の案件につきまして、本日欠席されました、田下委員から、特に意見は無いということをお伺いしております。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（ なし ）

質疑もないようですので、これより議案第2号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号3番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

4番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号4番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

5番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号5番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

6番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号6番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めるというものです。

#### 1 番の案件

議案は6ページ、位置図は15ページになります。

申請地は、富岡公民センターから東に500mに位置する  
登記・現況地目 畑 2筆 198㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、プラスチック成型加工業駐車場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地近隣で工場を営んでおり、現在、借りている駐車場を返還する為、申請地を工場用の駐車場として利用したいというものでございます。

2月14日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 2 番の案件

位置図は16ページになります。

申請地は、市立富野中学校から北に100mに位置する  
登記・現況地目 畑 25㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、隣地に住宅を建築しており、申請地を住宅用敷地として利用したいというものでございます。

2月14日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。  
申請地は、第2種農地にあり、既存施設の1/2以内の拡張のため、転用はやむを得ないものと考えます。

### 3番の案件

位置図は17ページになります。

申請地は、市立桜ヶ丘小学校から東に100mに位置する

登記・現況地目 畑 2,101㎡。

登記地目 山林 現況地目 畑 210㎡ 2筆合計 2,311㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、宅地分譲（9区画）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産建築業を営んでおり、住宅需要が高い申請地を住宅地として分譲販売したいというものでございます。

2月14日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

本案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく協議が必要であります。

### 4番の案件

議案は7ページ、位置図は18ページになります。

申請地は、市立桜ヶ丘小学校から東に600mに位置する

登記・現況地目 田 2筆 425㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、宅地分譲（2区画）でございます。

譲渡人は、周辺が宅地に囲まれ、耕作の効率が悪くなったため、売却し生計の資本に充当したいというもの。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地を住宅地として分譲販売したいというものでございます。

2月14日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

### 5番の案件

位置図は19ページになります。

申請地は、東新公民センターから東に120mに位置する

登記・現況地目 田 333㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、宅地分譲（1区画）でございます。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地を住宅地として分譲販売したいというものでございます。

2月14日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 6番の案件

位置図は20ページになります。

申請地は、東新公民センターから東に100mに位置する

登記・現況地目 田 410㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、分譲住宅（2区画2棟）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産建築業を営んでおり、住宅需要が高い申請地を住宅地として分譲販売したいというものでございます。

2月14日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 7番の案件

議案は8ページ、位置図は21ページになります。

申請地は、関市市公民センターから北に100mに位置する

登記・現況地目 田 2筆 1,529㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、分譲住宅（3区画）及び宅地分譲（3区画）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産建築業を営んでおり、申請地を分譲住宅地と宅地分譲地として、販売したいというものでございます。

2月14日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

本案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく協議が必要であります。

#### 8番の案件

議案は8、9ページ、位置図は22ページになります。

申請地は、市立倉知小学校から東に300mに位置する

登記・現況地目 畑 3筆 525.17㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、宅地分譲（2区画）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地を住宅地として分譲販売したいというものでございます。

2月14日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 9番の案件

位置図につきましては、現地写真が間違っておりましたので、本日お配りの位置図、5条9番と記載の書類をご覧ください。

申請地は、下倉知公民館から東に100mに位置する

登記・現況地目 田 846㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、宅地分譲（3区画）でございます。

譲渡人は、高齢になり耕作が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地を住宅地として分譲販売したいというものでございます。

2月14日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 10番の案件

位置図は24ページになります。

申請地は、関市浄化センターから東に600mに位置する

登記地目 畑 現況地目 畑一部雑種地 334㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、刃物類製造業駐車場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地の西側で刃物製造業を営んでいますが、手狭であるため、本申請地を駐車場として利用したいというものでございます。

2月14日に現地を確認したところ、農地及び一部農業用施設用地として利用されており、経緯書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成す

ることが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 1 1 番の案件

議案は 1 0 ページ、位置図は 2 5 ページになります。

申請地は、市立下有知小学校から東に 5 0 0 m に位置する

登記・現況地目 畑 2 0 2 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、1 0 h a 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

転用の目的は、建築条件付宅地分譲（1 区画）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地を建築条件付きの宅地として分譲販売したいというものでございます。

2 月 1 4 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 2 種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 1 2 番の案件

位置図は 2 6 ページになります。

申請地は、小瀬南公民センターから東に 4 0 0 m に位置する

登記・現況地目 畑 9 7 m<sup>2</sup>

登記・現況地目 田 2 筆 1, 3 1 2 m<sup>2</sup>

3 筆合計 1, 4 0 9 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、貸店舗用地でございます。

譲渡人は、高齢となり耕作が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地をコンビニエンスストア用の貸店舗敷地として利用したいというものでございます。

2 月 1 4 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

本案件は、1, 0 0 0 m<sup>2</sup>を超えているため、関市開発指導要綱に基づく協議が必要であり、4 条 3 番と同時申請になります。

#### 1 3 番の案件

議案は 1 1 ページ、位置図は 2 7 ページになります。

申請地は、小瀬南公民センターから北に 2 0 0 m に位置する

登記地目 畑 現況地目 雑種地 2 2 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地に住宅を建築したいというものでございます。

2月14日に現地を確認したところ、雑種地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 14番の案件

位置図は28ページになります。

申請地は、川合公民館から北に300mに位置する

登記地目 田 現況地目 雑種地 273㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、塗装業物置・駐車場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地隣地の自宅で塗装業を営んでいるが、敷地が手狭になったため、申請地を資材置場や、事業用車両の駐車場として利用したいというものでございます。

2月14日に現地を確認したところ、雑種地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 15番の案件

位置図は29ページになります。

申請地は、八幡区公民館から東に400mに位置する

登記地目 畑 現況地目 宅地 448㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。

使用借人は、現在、アパートに住んでおり、住居が手狭になったため、自己用住宅を建築したいというものでございます。

2月14日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、始末書が添付されていま

す。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

4条6番と同時申請になります

#### 16番の案件

議案は12ページ、位置図は30ページになります。

申請地は、八幡区公民館から南に200mに位置する

登記地目 畑 現況地目 宅地 14㎡。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地区域内の農地であるため、第1種農地と考えます。

転用の目的は、紙及び樹脂シートの加工販売業駐車場でございます。

賃貸人は、賃借人の要望に応えるというものです。

賃借人は、紙及び樹脂シートの加工販売業を営んでおり、申請地をトラックの駐車場として利用したいというものでございます。

2月14日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、始末書が添付されていません。

申請地は、第1種農地であるため、原則として許可はできませんが、農地の面積が、事業面積全体の1/3以内であり、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

#### 17番の案件

位置図は31ページになります。

申請地は、市立武芸小学校から西に400mに位置する

登記地目 畑、現況地目 宅地 2筆 27㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。

譲受人は、住居が手狭になったため、既存住宅を増築するというものでございます。

2月14日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、始末書が添付されていません。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、17件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員、補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1 番の案件につきまして、安田委員、ございますか。

○ 1 番（安田 美雄 君）

問題ありません。

○ 議長（丹羽 英治 君）

2 番の案件につきましては、私の担当地区となります。特に問題ありません。

3 番、4 番の案件につきまして、吉田委員、ございますか。

○ 4 番（吉田 忠男 君）

問題ありません。

○ 議長（丹羽 英治 君）

5 番、6 番の案件につきまして、和田委員、ございますか。

○ 5 番（和田 ひとみ 君）

問題ありません。

○ 議長（丹羽 英治 君）

7 番、8 番の案件につきまして、林委員、ございますか。

○ 7 番（林 百恵 君）

問題ありません。

○ 議長（丹羽 英治 君）

9 番、10 番の案件につきまして、後藤 信一委員、ございますか。

○ 8 番（後藤 信一 君）

問題ありません。

○ 議長（丹羽 英治 君）

11 番の案件につきまして、尾口委員、ございますか。

○ 9 番（尾口 文良 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

1 2 番、1 3 番の案件につきまして、足立委員、ございますか。

○1 1 番（足立 宜穂 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

1 4 番の案件につきまして、長尾委員、ございますか。

○1 6 番（長尾 始 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

1 5 番から1 7 番の案件につきまして、本日欠席されました、田下委員から、特に意見は無いということをお伺っております。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（無 し）

質疑もないようですので、これより  
議案第3号について、番号ごとに採決いたします。

1 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、

賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号3番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

4番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号4番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

5番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号5番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

6番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号6番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

7番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号7番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

8番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号8番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

9番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号9番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

10番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号10番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

11番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号11番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

12番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号12番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

13番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号13番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

14番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号14番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

15番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号15番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

16番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号16番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

17番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号17番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の承認を求めるといふものです。

議案は、13ページから16ページになります。

農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づいて、農地の賃貸借権や使用貸借権などの、利用権の設定を行うといふものです。

賃貸借権設定の設定に関するものについて、  
新規が17筆 25,459㎡、更新が8筆 12,770㎡。

使用貸借権設定に関するものについて、  
新規が17筆 12,069㎡、更新が3筆 3,843㎡。  
合計 45筆 54,141㎡でございます。

地区は、下有知、武芸川の2地区です。  
権利の設定を受ける者は、○○ 他 でございます。  
以上です。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決します。  
議案第4号について、原案のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。  
その他について、事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

次回の農業委員会総会は、令和6年4月8日（月）

午前9時30分より関市役所 6階 大会議室を予定しております。

○職務代理（山田 達史 君）

（ 挨拶 ）

午前10時30分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

---

⑩

2番

---

⑩

18番

---

⑩